

聖武天皇が即位したとき。

—聖武天皇即位一三〇〇年記念—

展示木簡
解説シート（第二期）

*二〇二四 平城宮跡資料館秋期特別展

木簡は二期に分けて展示します。

第一期 一〇月二二日（火）—一月一七日（日）

第二期 一月一九日（火）—二月八日（日）

1 皇太子と記された削屑（第Ⅱ期はパネル展示）

二人 〔皇カ〕

太子

32枚・33枚
『平城木簡叢書44』(1)買上(2)販売
(11)(10)

3 和銅八年の紀年木簡

・ 移請受陵後
・ 和銅八年五月五日

32枚・33枚
『平城木簡叢書44』(1)買上(2)販売
(11)(10)

皇太子に仕える舍人などの勤務管理などに関する木簡の削屑か。
直接接続しないものの、年輪年代学的な検討により、二片が縱方向
に並ぶか重なりあうことが確認された。共伴した木簡（削屑）に養
老七年（七二三）、神龜元年（七二四）の紀年木簡を含むことから、
奈良時代前半の木簡とみられ、この削屑の皇太子は首皇子を指すの
であろう。

2 和銅七年の紀年木簡（第Ⅱ期はパネル展示）

三十枚和銅七年十月

32枚
『平城木簡叢書44』(1)買上(2)販売
(11)(10)

「廷」は、鉄や歛を数える単位として用いられる。「延喜式」の鉄一
廷は、大三斤五兩あたり、約二・二三三キログラム。和銅七年は

七一四年で、首皇子（のちの聖武天皇）が立太子した年にあたる。共
伴する木簡に、和銅末年のものがみられ、首皇子の春宮となる
東院地区の造成がこの頃完了したことなどを示している。

奈良文化財研究所歴史史料研究室作成

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再複写した結果、本文を改めている場合があります。出典のない木簡は、第六五八次調査出土。

刑部郷 三里大嘗分
〔峪ヶ〕
・苦一枚

16.2.1. (1) ヒノキ村・板目

「苦(ヒマ)」は、苦(ナガ)や茅(カヤ)を蓆(シモ)のように編み、覆いや筵(むしる)として用いた。大嘗祭の規定による、造酒司が酒に入れる蒸灰を焼く際、小舟以下道具を入れる明様の下に敷いたほか(大嘗祭式21蒸灰条、廻立殿の屋根を葺くのに用いた事例が見える)23廻立殿条。「刑部郷」は諸国にみえるが、備中國には賀夜郡と英賀郡にみえる。「三崎里」(名は谷に同じ)は、郷里制下のコザト。なお、賀夜郡に隣接する備前國津高郡に「三谷」の地名が知られる(現在の、岡山県吉備中央町三谷)。

10 神御菌と記した付札

神御菌

(16.2.1. (1)) ハク以外の野菜類・板目

「菌(シンドネ)」は、すわったり寝たりする時、下に敷く敷物。「神御菌」は、大嘗宮正殿(慈紀殿・主基殿)の内陣に設けられる神座に用いられる可能性がある。やや時代の降る平安時代後期の史料によると、八重疊(やえだま)に表(ひさま)、單(ひどえ)が置かれた寝座(第一神座)と、供膳のためその東方または東南に置かれた短帖(みじかだま)(第二神座)の、二つの神座が知られる。このいずれかに用いられるものであろうか。

16 腊(きたい)の付札

腊五 □

「腊(きたい)」は、職物を取り出さずに小魚の類を丸干しにしたもの。干物の種類として、他に「腊(あつくり)」は、職物を取り出

・宇授和腊
・小堅魚腊

16.2.1. (1) ヒノキ村・板目

「宇授和」は、うずわ。「うずわかつお(湯輪庵)」の略。魚(そそう)だが「お(宗太庵)」の異名。古代のうずわが現在のそれと同じであれば、体長五〇田ほどの小型の鰐で、「小堅魚」の表記は相応しい。

「腊(きたい)」は、職物を取り出さずに小魚の類を丸干しにしたものの。万葉集名「授」の事例は、「万葉集」に「比等毛登貢米授(ひどもとがめぬ)」(卷十八、四一三〇番歌)として見える。

14 メの付札

海藻六疋

16.2.1. (1) ヒノキ村・板目

「海藻」は、メ(『新撰字鏡』)、ニギメ(『和名抄』)とみえ、現在のワカメに比定される。調としては、志摩・隨伎・筑前にもみえ、令規の正丁一人分の輸貢量は百三十斤(小斤)。中男作物としての貢納量は比較的多くみられる。なお、若(稚)海藻(ワカメ)は、新生の柔らかい上質の海藻。「連」は、鉄・歎・綿・海藻・堅魚・蝮などを数える単位として用いられる。

16.2.1. (1) ヒノキ村・板目

して干した乾魚で、大型の魚。「楚割（すはやり）」は、魚肉を細長く割いて塩干にしたもの。

安房のアワビの荷札

安房国安房郡神餘カ郷里神カ輸蝮調陸斤參拾弐條養老七年十月

安房国は、現在の千葉県南部。今回の展示品では数少ない、備中国（現在の岡山県西部）以外から届けられたことが確実な荷札である。

安房郡の別荘は、「五井名抄」に記載する「神戸郷」を指す。神戸郷（かみとごう）は、「和名抄」の安房郡都民新郷にある。神戸郷の領主は、戸として別置したもので、現在の千葉県館山市神余（かなまつ）を中心とした地区に定められる。「陸（六）斤」は、大斤での計量で、小斤では一八斤。令規の正丁一人分の輸貢量にあたる。大一斤は今量約六七〇gで、六斤は約四kg。「拾歩武（二十三寸）条」とあり、「象」は細長いものを数える単位であることから、この木簡が付けられたアワビは身を薄くはぎ、長く伸ばして干したいわゆる熨斗牛状に加工されていたのである。養老七年は一二三四年で、聖武天皇が即位し、大嘗祭がおこなわれた神龜元年の前年にあたる。

22 小田郡（？）からの赤米の荷札

田郡水滌鄉赤米
龜元年九月十日

「水流郷」は、「和名抄」にはみえないが、備中國小田郡実成（みんな）り郷にあたるか（現在の岡山県美作町東三成付近か）。「赤米」は、玄米の種皮の部分に赤色系色素を含んだ米。列島に広くみられたのは、

龜元年九月十日

都から梨の荷札
国安賀郡梨六斗

「押栗」は、不明。あるいは「平栗子」（栗をついて平らにしたもの）のことか。一石は、今量の約四・五斗にあたり、約ハーフリットル。

25

賀陽郡押乘一石

123+20+2=022=43%
牙科·板目

然する理由という。『赤米』は、天平六年（七三四）度尾張國正税帳に「納大炊察酒料赤米式伯拾玖斛」とみえ、赤米荷札が平城宮跡遺酒司周辺で多く出土していることから、酒米として用いられたとする理解が有力である。「龜元年」は、共伴遺物から神龜元年（七二四）の可能性が高い。

○備中國安賀郡蒜根三斗九升

224-225-031 ヒノキ科 枝目

「蒜」は、いわゆるネギ、ニラ、ニンニクの類か。一斗は今量の約四・五升にあたり、三斗九升は約三二リットル。『延喜式』の諸国調として、「澤蒜・鳴蒜各七十二斤」がみえ、前者はユリ科の多年草ノビルのはか、ニラ、ニンニクなど臭氣のある葦菜、後者はユリ科の多年草アサツキ。澤蒜は、國別諸条にはみえず、鳴蒜は曉役國の調にのみ見える。古代の「安(安)賀郡」の郡城は、現在の岡山県新見市の東部・真庭市の西南部・高梁市の東北部と吉備中央町の一部に比定される。

32 都宇郡からの荏子の荷札

都宇郡荏子四升

114-115-031 ヒノキ科 枝目

「荏子」は、オホエノミ、エゴマのこと。荏子は、『延喜式』の交易雑物として、山城・尾張(各四石)、美濃(十二石)(民部式下経交易雜物条)、中男作物として五合にみえる(主計式上4中男作物条)。一升は今量の約四・五合にあたり、四升は約三・二リットル。古代の「都宇郡」の郡城は、現在の岡山県倉敷市の東北部と総社市の東南部・早島町に比定される。

33 窪屋郡からの白米の荷札

- ・窪屋郡白猪里神人部持
- ・麻呂白米一石

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は粗穀を除いて精白してない、いわゆる玄米。一斗は今量の約四・五升にあたり、五斗は約四・リットル。『手田郡入水里』は、『和名抄』の備中國哲多郡新見郷にあたるか。古代の「手田(哲多)郡」の郡城は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。哲多郡は、『延喜式』『和名抄』ともに「哲多」と表記し、『手田』は木簡でも『平城宮木簡六』(1000年)、『平城宮発掘調査出土木簡概報』六、六頁下段(62)の二点が知られる程度であった。「手田」表記の類例が一つ加わったこととなる。

リットル。「白猪里」は、いわゆる郷里制下のコザトの一つか。『日本書紀』によると、吉備五郡に白猪屯倉(ミヤケ)を置かせたところ(欽明天皇十六年七月壬午条)、あるいはその遺称地の一つであるうか。古代の「窪屋郡」の郡城は、現在の岡山県総社市・高梁川東岸南部地域、倉敷市の北部地域にある。

35 間人郷から餅米の荷札

間人郷餅米一石

224-225-031 ヒノキ科 枝目

餅米(糯米)の貢納量は、『延喜式』によると、粳米に比べて概して少量であった。例えば、備中國では、大炊窯への粳米百石五斗九升に対し、二十石と定めている(民部式下49年料谷米条)。一石は今量の約四・五斗にあたり、約ハーリットル。『間人郷』は、『和名抄』には備中國浅口郡・丹後国竹野郡にみえ、35は備中國浅口郡の荷札である可能性が高い。

37 手田郡からの白米の荷札

手田郡入水里白米五斗

114-115-031 マツ科以外のお麦類 枝目

備中國手田郡入水里白米五斗

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は粗穀を除いて精白していない、いわゆる玄米。一斗は今量の約四・五升にあたり、五斗は約四・リットル。『手田郡入水里』は、『和名抄』の備中國哲多郡新見郷にあたるか。古代の「手田(哲多)郡」の郡城は、現在の岡山県新見市の西部に比定される。哲多郡は、『延喜式』『和名抄』ともに「哲多」と表記し、『手田』は木簡でも『平城宮木簡六』(1000年)、『平城宮発掘調査出土木簡概報』六、六頁下段(62)の二点が知られる程度であった。「手田」表記の類例が一つ加わったこととなる。

・備中國下道郡秦郷直
・里下道臣名等麻呂庸六斗

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

・備中國下道郡秦郷直見

・里下道臣名□麻呂庸米六斗
(斗カ)

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

40・41は、ともに下道郡秦郷直(見)里の下道臣名(等)麻呂が納めた庸米の荷札で、同一材のヒノキ板目材から作製された可能性がある。一点は六斗入りの米俵の外側に付けられ、もう一点は俵の中に入れて都へ送られたと推測される。同じ遣構から出土したことから、荷物の検収と消費がほぼ同時におこなわれたのである。

「秦郷」は、『和名抄』の備中國下道郡秦原郷にある。「斗は今量の約四・五升にあたり、六斗は約四九リットル。古代の「下道郡」の郡城は、現在の岡山県倉敷市との間に高梁川西岸の高梁市と総社市の一部を加えた地域に比定される。

42 後月郡からの生糞の荷札

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

後 郡生糞一石

「生糞」は、『延喜式』主計式上4中男作物条に一斗五升とみえるが、國別諸象にはみえない。一石は今量の約四・五斗にあたり、約ハーリットル。「後郡」は、二文字目が削りとられているが、後月郡であろう。古代の「後月郡」の郡城は、現在の岡山県井原市の西部に比定される。

46 西高殿とみえる木簡 (第Ⅱ期はバネル展示)

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

西高殿四人


(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

「西高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面基壇に増築される西樓を指すと考えられ、SB一八五〇〇建物(西樓)のことであろう。「西高殿」の造営に關わる工人など四人について記した木簡の断片。

47 東高殿の飛驒工に關わる木簡 (第Ⅱ期はバネル展示)

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

東高殿

(飛驒工カ)

(14)-21-1 122 ヒノキ科・桟目

「東高殿」は、天平初年頃、第一次大極殿院南面基壇に増築される東樓を指すと考えられ、SB七八〇二建物(東樓)のことである。

参考文献: 『平成宮木簡セイ』11896号

天然痘の退散を祈願する呪句を記した木簡

ろう。「飛驒工」は、飛驒国（現在の岐阜県北部）出身の木工職人集団。八文字目は数字の可能性があり、「東高殿」の造営にあたる飛驒工〇人」といった意か。飛驒国は、庸調が免除され「匠丁」（木工職人）と「廻丁」（役事担当）を出し、その他の者は米を納めて匠丁の食に充てることとなっていた（賦役令詳要院国集）。その由来は明らかではないが、比較的近い山国であることから、木工の供給源とされたのであろう。

油二升一合	大殿常燈料	日別三合	油八合	膳所料	三日料
油七合	文基息所燈料	日一合	油六合	内坐所物備給燈料	
油一升四合	天子大坐所燈料		合油四合	召女豎息所燈料	
			合六升		

「更倒丁正直家萬事安樂等更軍事裏事等
其物」

○七月内

もどもと文書函の蓋として作製され、不要になつた後に、油の使用量と用途を記録した帳簿として用いられ、さらには呪句を記している。ものと木簡の裏面に、天地逆に書かれた文は、文意はとりにくいたが、天然痘の退散を祈願する呪句とみられる。はじめ「西（海道）と書きかけ、「山」を上書きして山陽道と訂正している。油の記録は、天平八年（七三六）六月から七月にかけての吉野行幸の帰途、聖武天皇が皇后宮に滞在した時のものと推測される。



今回展示する木簡の出土地

（参考）日本古文書研究会刊 1/10,000 地形図（奈良市街と奈良の外郭）第一回地図

【木簡が見つかった遺構】

() はパネル展示

S D - O 五八〇

(展示番号(1))

平城京左京二条二坊十四坪・平城第五五四四次調査(一〇一四年)
調査区の下層で検出した、南北(最大)四・六m、深さ〇・六五mの東西方向の溝なし土坑。調査区外東西に延びる。出土した削屑の多くは、人名、日付ないし時刻を示すとみられる十二支の記述が目立ち、「高殿下侍舍人」によると、舍人の勤務管理などに関する木簡群とみられる。養老七年(七二三)や神龜元年(七二四)の削屑が含まれ、奈良時代前半に属する。木簡は四三五五点(うち削屑二五三点)出土した。

S D - H 六〇〇

(展示番号(2))

(3)

平城宮東院西辺部・平城第一〇四次調査(一九七七年)
平城宮東院西辺部の、東一坊大路の延長部分にあたり、調査区の北東から南西にかけて斜行する幅約三m、深さ〇・六mの溝。約九二m分検出した。溝の两岸は、シカラミによる護岸を施す。木簡は溝理土から一〇七点出土し、このほか溝底絶後の灰白色粘土や建築部材片からも一八点出土した。紀年木簡はいずれも和銅年間(七〇八~七一五)で、皇子居所としての東院造営に際して埋め立てられたとみられる。

大土坑 SK - 一九六〇

(展示番号 6 · 10 · 12 · 14 · 16 · 17 · 22 · 25 · 27 · 29 · 32 · 33 · 35 · 37 · 40 · 42)

平城京左京三条一坊二坪・平城第六五八次調査(二〇二三年)
調査区東北部で検出した東西約二・八m、南北約二・五m、深さ約一・〇mの方形土坑。最下層に木片を中心とした有機物を數き込み、その上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起して再び最下層に葉皮・木の葉を主体とする有機物を數き込み、粒度をあえて不均一に調整した土を積み、さらにはこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に積んで埋める。木簡は、有機物層から二六〇〇点(うち削屑二二五〇点)以上出土した(現在洗浄中)。

S X H 八四一

(展示番号 45 · 46 · 47)

中央区朝堂院東北隅(第一次大極殿院東南隅)

第一次大極殿院・中央区朝堂院の東辺を南流する平城宮の基幹排水路の一つ、SD三七一五に付設された堰状遺構で、一边約四mの不整形を呈する。東第一堂北端の東に位置する。木簡は一三八点(うち削屑三四点)出土した。

S D 五三〇〇

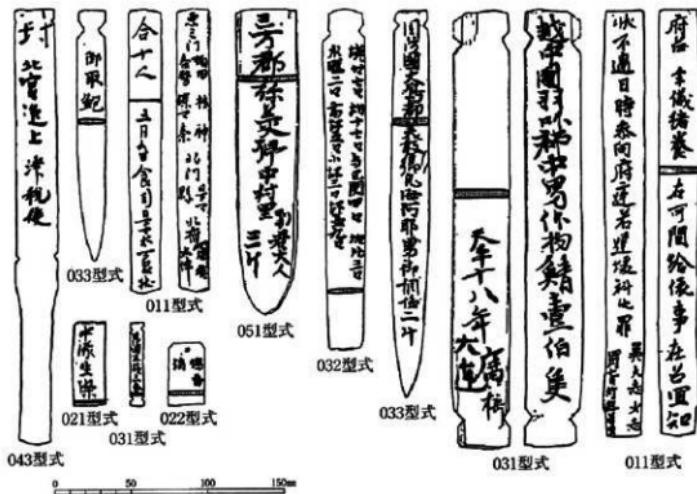
(展示番号 48)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后室・田長屋王室)と二条二坊五坪(藤原麻呂南門前から二条大路北端に沿って東に延びる遺構)のうち、平城第二〇四次調査(一九八九年)
麻呂南門前から二条大路北端に沿って東に延びた濠状の遺構のうち、深さ一~一・三m、総延長は約五八m。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

平城京左京二条二坊五坪二条大路、

平城第二〇四次調査(一九八九年)

【木簡の型式分類とその説明】



木筒の型式分類

- 一型式 長方形の材のもの
- 五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二型式 小型矩形のもの
- 一一型式 小型矩形のもの
- 一二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたしたもの
- 三一型式 長方形の材の一端を丸頭にしたものの
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがある
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいたるもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑